

農業の発展を、後押し。 事業再編等促進 債務保証



農業生産関連事業の再編や参入のための、設備資金等の借入をお考えですか？

同業者同士で合併して、
生産性を向上させたい*。

異業種の事業者で
経営統合して、
取引先を拡大したい*。

低コストで、
耐久性の高い農業機械を
新たに製造したい*。



中小機構は、農業生産関連事業者を、債務保証を通じて応援します。

- ・最大50億円の借入に対応します。(保証割合は50%)
- ・企業規模による制約はありません。(中小・中堅～大企業まで利用可能)
- ・本制度のご利用にあたり、国による事業再編計画又は事業参入計画の認定が必要です。

■ 支援の流れ

1

中小機構への債務保証の相談

- ・事業者(または金融機関)は、中小機構に、保証を受けることが可能かどうか、ご相談ください。



事業再編計画又は事業参入計画^(注)の策定

- ・事業者は、事業再編計画又は事業参入計画を策定してください。
- ・計画策定等についてご不明な点があれば、担当省庁にご相談ください。



金融機関への借入の相談

- ・事業者は、金融機関に、中小機構の債務保証を利用した借入が可能かどうか、ご相談ください。



担当省庁による認定

- ・事業者は、担当省庁に事業再編計画又は事業参入計画を提出し、認定を受けます。



中小機構による債務保証、金融機関による融資実行

- ・金融機関及び事業者は、中小機構債務保証の申込み等の手続きをします。
- ・中小機構は、審査の上、金融機関に債務保証書を発行します。
- ・金融機関は、債務保証書発行後に融資実行します。

(注)事業再編計画とは、良質かつ低廉な農業資材の供給または農産物流通等の合理化に資することを目的として、事業の構造改革および事業方式の改革を併せて行う計画をいいます。事業再編計画の対象事業は、肥料・農薬・配合飼料の製造事業、飲食料品の卸売・小売・製造事業です。また、事業参入計画とは、同様の目的で新たに農業用機械製造事業(部品製造を含む)、種苗生産卸売事業を行う計画をいいます。

■ 保証条件

対象事業者

事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの(信用保証制度の対象外である場合や、同制度の保証枠を使い切っている場合等)。

保証料

中小機構に対して債務保証料をお支払いいただきます(年率0.3%~0.4%)。

注意事項

中小機構の債務保証の審査は、担当省庁による事業再編計画又は事業参入計画の認定審査とは別に行います。認定を取得しても債務保証を受けられない場合があります。

お問い合わせ 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 事業基盤支援課

【住所】〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

【TEL】03-5470-1575

中小機構 債務保証

検索